

令和7年第2回(6月)町議会定例会提出議案の概要

○議案第30号 令和7年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)

[企画財政課]

避難所となる維孝館中学校の冷暖房設備に係る工事並びに監理業務の費用やふるさと納税返戻品を開発する事業者への補助を行うための費用、トレーニングセンターの機能を住民体育館内に移設・集約するための改修に係る設計業務の費用等を追加補正するもの。

既定額	5,688,000千円
補正額	120,163千円
計	5,808,163千円

【主要事業】

・ 中学校体育館空調設備等整備事業費	新規	93,127千円
・ 体育施設集約化事業費	新規	16,740千円
・ 地域公共交通事業者支援事業費	新規	2,396千円
・ ふるさとの品開発支援事業費	新規	1,000千円

○議案第31号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて

[税住民課]

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、特定親族特別控除額を控除する規定の整備や加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の整備を行うもの。

○議案第32号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

[子育て支援課]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の追加に伴い、所要の改正を行うもの。

○議案第33号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

[税住民課]

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったもの。主な改正内容は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しの実施やマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うもの。

○議案第 34 号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

〔健康対策課〕

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったもの。改正内容は、保険税賦課限度額の引上げ（基礎分 65 万円→66 万円 後期高齢者支援金分 24 万円→26 万円）と保険税軽減対象世帯を拡大するもの。

○議案第 35 号 財産の取得について

〔学校教育課〕

令和 2 年度に整備を行った児童生徒 1 人 1 台タブレット端末更新のため、京都府共同調達により、京都府市町村 GIGA スクール共同事業体から 4,986 万 6,300 円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。取得財産の概要は、3 小中学校の全児童生徒等に配備するタブレット端末 690 台のほか、関連機器やソフトメディア一式。

○報告第 2 号 令和 6 年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〔企画財政課〕

令和 6 年度宇治田原町一般会計補正予算にて繰越明許費の設定を行った宇治田原山手線関連事業費（工業団地線）、町道新設改良事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製し、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するもの。

○報告第 3 号 令和 6 年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について

〔上下水道課〕

令和 6 年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した、配水管耐震化事業費などに係る水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

○報告第 4 号 令和 6 年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について

〔上下水道課〕

令和 6 年度宇治田原町下水道事業会計で繰り越した、公共下水道（管渠）整備事業費などに係る下水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

○報告第 5 号 令和 6 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について

〔企画財政課〕

地方自治法第 221 条第 3 項の法人である城南土地開発公社について、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度の決算に関する資料を作成し、議会に報告するもの。

○報告第 6 号 令和 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について

〔企画財政課〕

地方自治法第 221 条第 3 項の法人である城南土地開発公社について、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度の事業計画に関する資料を作成し、議会に報告するもの。